

特別顧問・特別参与が従事した職務の遂行に係る情報（事後公表）

【担当課：副首都推進局 制度企画担当】

議 題	大阪にふさわしい大都市制度のあり方について
日 時	令和元年7月31日(水) 17時00分～18時00分
場 所	東京事務所
出 席 者	(特別顧問・特別参与)：土居特別顧問 (職員等)：副首都推進局財政調整担当課長、制度企画担当課長代理
論 点	○大都市制度の検討状況について
主 な 意 見	<p>○この間の大都市制度の検討状況等については、内容を理解。</p> <p>○「特別区財政調整交付金の算定にあたり、東京のようなモデル区・標準区を設定すべき」との修正指摘は、かなり具体的な指摘だと思う。将来的にそういう制度を採る可能性もあるかもしれないが、特別区の数や個性差という点では東京と大阪では事情が違うため、素案の制度設計でもよいのではないか。</p> <p>○財政調整財源の取扱いについて。東京の特別区は都の内部団体から出発した歴史的経緯がある。政令指定都市を廃止して特別区が設置される大阪は、東京とは事情が別であり、必ず同じにすべきとはならない。大阪は大阪で、独自に考える必要はある。</p> <p>○配分比率については、様々な意見もある中、合意して最初の配分割合を一つに決めざるを得ない。東京の場合、特別区への割合が暫時増えてきた。大阪の場合も、一回決めたら将来も変えないということではなく、検証しながら変えられる仕組みにすべき。</p>
結 論	特別顧問のご意見を踏まえ、引き続き検討を進める。
説 明 等 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市制度（特別区設置）協議会 協議会だより第7号原稿案 ・第16回協議会資料（これまで協議会において示された提案等について） ・第14回協議会資料（特別区素案【時点更新版】、特別区設置における財政シミュレーション） ・第24回協議会議事録 ・第24回協議会資料（今後の協議の進め方について（案）） ・大都市制度（総合区設置及び特別区設置）の経済効果に関する調査結果（概要）
備 考	
関 係 所 属 (部 課)	